

地方公務員給与費に係る地方交付税の一方的な削減に関する意見書（案）

本年1月、平成25年度地方財政対策についての総務大臣・財務大臣合意及び国の予算の取りまとめが行われました。この中で、地方の一般財源総額については、平成24年度と同水準となる59.8兆円を確保することが決定されました。

また、今回の決定において、地方が強く訴えてきた一般財源総額確保の要請に応え、緊急防災・減災事業や地域の元気づくり事業の積上げが行われたこと、地方交付税の別枠加算が確保された点等は評価するものであります。

しかしながら、この10年余りの地方の行財政改革の努力を適切に評価することなく、国家公務員の給与減額支給措置に準じて地方公務員の給与の削減を求め、それを前提として地方交付税を削減したことは、財政力の弱い地方公共団体に大きな影響を与えるものであります。また、地域経済の再生なくして日本経済の再生はないという国と地方の共通認識からも問題があります。

そもそも地方公務員の給与は、地方公務員法に基づき、地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹に関わる問題であります。ましてや、地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものであります。

よって、国におかれては、地方の自主性を尊重するとともに、地方と十分な協議を経ないまま、地方公務員給与費に係る地方交付税を一方的に削減する今回のような措置をとることのないよう強く要請し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年3月25日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣宛  
財務大臣  
内閣府特命担当大臣  
（地方分権改革）

長野市議会議長 柘津栄喜